

と思います。

しかし、後に続く私たちは、とりわけ学ぶ必要があるように思います。児童虐待でも、いじめでも、しごきでもパワハラでも、高齢者虐待でも、あらゆるものが力のある者による暴力です。国連の人権教育では、2001年から10年間を、「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」としました。このことについて、私たちの周囲であまり聞きませんでした。

しかし、この非暴力の思想は、私たちが幾度も立ち返って学ぶ必要があるように思います。暴力文化に深く侵されている私たちは、格別に、特別に学んでいく必要があると思います。西光先生は和専政策のように特別に書かれませんでしたが、私たちは深く学んでいく必要があると思います。



2019年度 人権シリーズ講座 第2回 実施報告

11月15日(金)、和歌山市民会館(和歌山市)におきまして、2019年度人権シリーズ講座第2回が開催され、88人のご参加をいただきました。ありがとうございました。

今回は講演内容の一部をご紹介させていただきます。

2019年度人権啓発シリーズ講座 第2回

児童虐待への取り組みの意味

—児童虐待からみえてくるもの—

和歌山信愛大学 教授

桑原 義登

はじめに

児童虐待の増加は、最近の社会情勢の変化の中で家庭や地域での養育のあり方の問題を提起している。社会的現象としてだれにでもどこにでも起こり得るという認識が大切であります。

背景や原因には、調査したところによると貧困が一番多くあり、家族間の不和(特にDV関係)、親の精神疾患や人格障害による子どもへの支配、発達障害等の子どものやりにくさ等が多い。虐待だけでなく関連した課題についても包括的に対応策を考えていくことが大切です。

虐待された子どもたちは、学校の中でまた学校を出たあとに問題行動が起こっています。非行の問題、不登校、学力低下の問題、いじめにまわったり、いじめられたりがあります。それを防止していくという視点を持っていただきたいと思っています。大事なのは虐待そのものだけでなく、不適切な養育をしている家庭を早く発見していかなければならない。また気になる行動を発見し、その子どもに積極的にかかわることによって問題行動や虐待を防止していくことができると思っています。

人格形成において乳幼児期の愛着形成がきわ

めて重要ですが、乳幼児期に十分愛情を受けていない世代が親になり、また虐待をしていくことを繰り返すという問題があります。子どもの要求に合わせてお互いにやり取りしていくという関係性が薄れている。子どもは本能的にいろんな要求を出します。この要求を受け入れてもらえなくなると人を信じられなくなります。自分が出した要求を受け入れられなくなると自分自身も信じられなくなり、対人関係でしんどくなってしまいます。このことから将来において経済発展だけでなく人格形成において心配になってきます。

発達障害や子どもの特性について理解が必要なケースがあります。成人となった発達障害の子のそのほとんどの人が子どものころ虐待を受けてきました。就学年齢になってからはみんなからいじめにあってきたといいます。高校生くらいになると自分の考え方が少数派だとわかつてきたが、自分の考えは絶対的に正しくみんなが間違っていると思った。というのが発達障害の子の思考なので、お母さんはしんどいです。対人関係の課題があっても知能的には問題がないので、なぜ集団生活においてみんなと同じことができないのかと厳しく対応していきます。障害受容ができないかわり方が結果的に虐待になります。そこで愛着障害につながっていくのですが、発達障害と愛着障害が重なった子はものすごく処遇が難しくなります。

児童虐待の防止に関する法律

児童虐待防止法が2019年6月19日に改正されました。ここでの一番のポイントはしつけとしての体罰の禁止です。もし教育のためやしつけのためというのがなければ単なる暴力であり、しつけのためであっても体罰は子どもにとって悪影響を及ぼし副作用がたくさんあります。体罰を受けた子はそれを防衛的に肯定化します。合理化して自分も体罰を繰り返してしまい、教員になってからも体罰をしてしまう。またDVも同じ現象です。暴力行う人の根底には子どもの頃に虐待を受け

ていたことが多いです。そこで、法律として「しつけとしての体罰は禁止する」と明文化されたのです。民法の懲戒権についてもこの2年間のうちに検討されて発表されると思います。

関係機関の連携の問題や児童相談所の体制を強化していくことも法律改正に盛り込まれています。和歌山県では配置されていますが、児童相談所には弁護士や精神科医などの専門職を置くようになりました。中核市にも児童相談所を設置する方向になりましたので、和歌山市に児童相談所をつくるという今後の課題ができました。教育委員会の対応についての課題として、子どもの秘密を守ることと、DV機関と児童相談所などと連携を強化することもあげられています。子どものアドボカシー(権利擁護)制度も検討されています。

虐待についての基礎知識

児童虐待とはなにか。18歳未満の監護する児童への「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」及び「心理的虐待」の4つの種別の虐待です。昔の虐待はほとんどが「身体的虐待」でしたが、だんだんと「ネグレクト」に移行し、「身体的虐待」を追い越すのかと思ったころ、「心理的虐待」が増加してきました。その「心理的虐待」のほとんどがDV関係です。平成16年度の法律改正があったのはこの「心理的虐待」のところです。面前DVも「心理的虐待」にあたると規定しました。また、ほとんどの虐待は重なり合っています。「性的虐待」は本当に少ないですが、実際にはもっとあります。これはシェルターにいればよくわかります。それを学校や家庭で察知できないという難しい課題です。「性的虐待」はかなりしんどい課題を残しますのでもっと早く発見して対応していかなければいけないと思います。

虐待の発見ですが、児童の福祉に関連がある職場や職種に対する早期発見の義務、要するに子どもとかかわることの多い職種は早期発見しな

ければならないという義務があります。加えて関係機関への協力の義務及び教育啓発の義務も課せられている。これらの認識がかなり弱いと思っています。また、国民は虐待の疑いの段階での通告義務があります。これも意外と周知されていません。これは平成12年度に法律ができたころは「虐待を発見したものは」となっていましたが、疑いの段階で通告することに改正されました。どこに通告するのか、市町村、福祉事務所、児童相談所の3つが通告先になっています。しかし、実際の現場ではケガをしていれば病院へ連れて行ってくれれば病院から虐待の傷であることを診断して児童相談所に通告してくれます。目の前で殴られている場面を見たら警察に連絡すれば警察から通告してくれます。危険性の高い子どもを児童相談所は保護してくれます。しかし、一時保護してもらえるのは子どもだけですので、DV等の事例で親から離れるのに不安があったり、小さい兄弟もあるということがあれば女性相談所を活用すればいいと思います。そうすると被害を受けた子ども、赤ちゃんもいれば一緒に女性相談所で保護してくれる安心です。

「秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定は虐待通告の義務の遵守を妨げない」とありますが、要するに虐待の疑いがあると通告して、それが虐待に当たらなかったとき相手側にプライバシーの侵害として訴えられたとしてもそれは罪には当たらないということです。法律の上位性で、個人情報保護法よりも上位にあるのが児童虐待防止法であり、子どもの命のほうが個人情報よりもっと大切であるという考え方だと思います。通告した者を漏らしてはいけないという規定もあります。

児童福祉法では親の意向が優先しますので、保護者の了解を得ないと施設には入所できないというのが原則にあります。しかし虐待があれば子どもの命や人権が守れないということで児童福祉法の第28条で家庭裁判所の了解を得て、一時的に子どもを施設で保護できるという条文がありま



す。危険性があり、緊急があれば児童相談所長の判断で一時保護できることにもなっています。

2008年の法改正で、児童相談所長は虐待の恐れがあるときは子どもを連れて出頭要求を出すことができ、調査質問尋問ができることになっています。出頭要求に応じなければ立ち入り調査、(裁判所の許可状による臨検・操作)ができる。そのときに必要があれば鍵屋さんに同行してもらって鍵を開けてもらって入ることができる。また公務執行妨害の対応のために警察官の立ち合いを求めることができる。保護者に対しても面会通信制限の強化やDVのあるときは接近禁止命令を出すことができるとあります。児童虐待についての接近禁止命令については知事が出すことができる。父親の母親へのDVと子どもへの虐待がある場合、母親に対して接近禁止命令ができましたが、子どもには接近禁止命令がなかったので、子どもを連れにきてしまうという恐れを心配しました。子どもの前でDVを見せるのも虐待であるというのと、そういう暴力的な父親から子どもを守るために子どもへの接近禁止命令ができたのだと思います。

児童の保護施設

虐待された子どもを保護する場所として、乳児院、児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターがあります。児童福祉事業のなかで、児童自立援助ホームと子どもシェルターも利用できます。児童自立援助ホームは児童養護施設を出てから働き

ながらの生活を支援する場所です。子どもシェルターは緊急に子どもを保護して居場所を与えるところです。虐待を受けた子どもたちの居場所がないためにいろいろな問題行動につながっています。特に女の子がネットで男性から誘われて居場所がないからついていくことがあるので、女の子のシェルターから作られているところが多く、和歌山でもそうです。本当は男の子のシェルターも必要ですが、職員の確保や対応するエネルギーやお金が課題となっています。また、里親制度というものを国がもっともっと広げようとしていますが、現実的には少ないです。親に虐待された子どもを里親さんが預かって、里親さんがトラブルに巻き込まれることが課題となっています。里親制度には、養子縁組を求める里親さんと養育を目的とする里親さん、専門里親さん（虐待専門の里親さん、虐待を受けた子どもは養育が非常に難しいので研修を受けた里親さん）、親族里親（震災などでおじいちゃんおばあちゃんが見ようとして里親申請をすればなにがしかのお金が出ます）、グループホーム（4-5人の子供を預かる体制を設けて里親をすること）があります。施設のグループホームでは、人数を小規模化して家庭に近い形での養育が進められています。

児童虐待の実態

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成2年度には1,101件でしたが、平成30年度は159,850件になっています。平成2年当時、外国ですごく児童虐待が問題になっている中で日本は虐待がない国ではないかといわれていました。民法の解釈で懲戒権のところで社会通念の範囲で体罰は許されると書かれていました。その当時にも虐待はあったけど虐待という認識がなかったのだと思います。平成10年に虐待防止法という法律ができてから急激に増えてきました。子どもの数は減っていますが、件数が増えている。当時は子どもの立場に立って考えていな

かったが、子どもの人権に関する考え方があわってきたのだと思います。

虐待種別ですが、平成30年度の和歌山県の割合は、身体的虐待が31%、性的虐待1%、ネグレクト23%、心理的虐待が45%です。心理的虐待が1番になったのは4-5年前です。

被虐待児の年齢の特徴は、年齢の小さいときに比重が高くなっています。虐待による死亡児の90数%が就学前児で、そのなかの乳児の死亡率はもっと高くなっています。

虐待をしているのはだれかということですが、実母が50%、実父42%、実父以外の父2%、実母以外の母1%、その他5%です。ごく最近まで実母が60%あり、だんだんと実父が増えてきています。これは父親が育児に参加し始めたのが影響しているのではないか。日本において実母の割合が高いのは、仕事や家事や育児などいろいろノルマが多い中、負担が多いのでそうなるのは当たり前という考え方がありました。父親がDVの関係で多くなっています。しかし父親の育児への参加により父親の虐待が増えてきているだろうと推測します。父親への育児についての支援対応ができるない。だからもっと実父に対する養育支援の方法を考える必要があると思います。実父の虐待は危ないケースが多いですので、企業や職場などで子育て支援の取り組みなど工夫をしながら対応していくって欲しいと思います。実父以外の父親による虐待は、毎年4から5%と割合としては少ないと思われがちですが、マスコミで報道されるような非常にひどい虐待が多いということを認識していただきたいと思います。実母以外の母は1%で少ないです。シンデレラ伝説が強いみたいですが、実際には継母は頑張っています。

平成30年度の通告者は、警察が453件で全体数1,328件のうち約1/3です。市町村、近隣知人の通告が増えてきました。学校等からの通告は111件でした。以前は学校からの通告は本当に少なかったのですが、法律ができてからは増えてき

ました。家族の中でも虐待している本人からも多いですが、子どもが言うことを聞かないという相談の中で、虐待が疑われるというケースが多く出てきます。またおじいちゃんおばあちゃんが心配して通告するというケースもあります。医療機関・保健所が 80 件、親戚が 32 件、児童福祉施設からが 20 件です。里親さんも期待をもって子育てをしていますので、期待通りにいかない場合に虐待につながらないかと心配しています。里親家庭への養育の支援をしていかないと、いろいろ期待しますが実際の子育てとはギャップが生じます。虐待は養育のノウハウを知らない養育者にストレスが加わると生じると言われています。加えて期待過剰になってしまっても虐待が起こります。シェルターに実際にいた子どもには親から医者になることを強要されて逃げてきた子もいます。虐待のほとんどが子どもの立場を考えない養育者側の都合を優先することによっておきます。

科学研究費による和歌山県の被虐待児童の実態調査を行い、平成27年度に報告させていただきましたので紹介します。

児童虐待の原因や背景はどこにあるのかを児童相談所から複数回答でもらったら、①経済的不安・貧困理由が 28.7%で 1/4 以上です。②不安定な夫婦・家族関係が 21.2%で DV がらみになります。③精神的に不安定な保護者で何らかの精神障害の保護者のケースが 18.6%、④発達障害等子ども自身の育てにくさが 11.5%です。

年齢に応じた身長体重が著しく低い場合も虐待が疑われます。虐待は心への影響があるということだけでなく身体面にも影響があるということがホルモンの関係もあるのですがわかってきました。知能検査の結果もびっくりしたのですが、IQ/DQ が 80 以下の知的障害を疑わせる境界線以下の児童が併せて 26 人(44.1%)、81~90 の平均以下が 11 人(18.6%)、91~110 の平均が 21 人(25.6%)でした。

知能検査というのは等比分布で 100 を中心と

して山型の分布図ができるのですが、その 80 以下というのが 8.5% 位になるように、また右側の 120 以上のところも 8.5% 位になるように設定されています。8.5% 位であるはずの 80 以下の子どもが 44.1% あったのです。それだけ知的な面でもダメージを与えている。虐待された子どもの環境を変えればもとに戻るであろうと思いますが、虐待は身体的にも脳にも障害を与えているので、投薬などの医学的な治療が必要になることがわかつてきました。脳の機能上の障害は発達障害と非常によく似た症状になります。虐待されれば自発的な行動が抑制され、経験や言葉数も少なくなることが推定できるのですが、こんなにも影響があるのかと驚いています。私は平成 6 年当時にも同じような調査をして同じような数字が出ました。数的にも少ないので信頼されないし、当時は知的障害の家庭に虐待が多いのであろう、家族性の問題であろうと思っていました。しかしいろいろな調査から虐待が原因となり脳に障害をきたしていることがわかり、虐待というのは怖いものだと思います。

平成 25 年 6 月の施設入所児童(329人)の複数回答による虐待種別では、身体的虐待が 72 名の 31.2%、性的虐待が 7 名の 3.0%、ネグレクトが 163 名の 70.6%、心理的虐待が 25 名の 10.8% でした。平成 30 年度の和歌山県虐待種別と比較してみると施設に入所する子どもはネグレクトの比率が非常に高くなっています。心理的

第7回会員総会・第18回記念講演

1. 日 時 2020年5月29日(金)13:00より
2. 会 場 和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ ホール(4階)
3. 第7回会員総会 13:00~14:30(予定)
4. 第18回記念講演 14:40~16:10(予定)
 - (1) テーマ 未定
 - (2) 講 師 未定
5. 参加費 (記念講演のみ)
会員 500 円、会員外 1,000 円

虐待やネグレクトは身体的虐待より軽いのではないかと思われがちですが、心理的虐待やネグレクトというのは親から子どもがかまってもらえない相手にされていないということですのでネグレクトの方が人格形成上の問題としては大きいといえます。問題行動を起こす子どもの背景にネグレクトの影響が大きいのです。

児童養護施設の退所児童の実態調査

平成20～24年までの5年間の児童養護施設退所児童の実態調査を行いました。退所児童全員をリストに挙げてもらい全員に調査票を送りたかったのですが、154人のうち実際に送られたのが74人で回収できたのが42人でした。調査票が送れなかつたのが51%で、その理由は「住所がわからない」、「施設からそこに送ると親との関係で余計にトラブルになるので送れない」などによるものでした。結果として49%にしか送れませんでした。むしろ送れなかつた子どものほうにこそ課題が大きいと思います。ここで得られたデータはまだ施設とのつながりもあり、いい方のケースなのではないかという認識があります。それにしても劣悪な状況です。高校進学率が59.5%ですが、調査ができなかつた子についてはもっと低いレベルで出るのではないかと思います。参考までにその当時の全国平均の高校進学率は95%です。大学の進学率は全国平均45%ですが、施設の子どもは16.7%です。4年ほど前に公立大学の看護学部を卒業した子がいます。皆さんの協力で資金を作つて頑張って卒業した子を見習つて、私も大学に行きたいという子が何人も出てきました。そういう子をもっと育てていきたい。しかし資金の問題があります。当時では施設には20歳まで入所できましたが、大学卒業までにはあと2年間生活の場所が必要になります。追い出されるわけではないのですが、アルバイトで実費を払つていかなければなりません。もっといろんな支援体制を作つていかないといけないと思いました。

5年間以内での転職が18%であり、同時に職場の紹介で寮やアパートを借りているので転居していかなければならなくなります。したがつて転居も多いです。5年間の間に3回くらい転職・転居している子もいました。住所がわからなくて送れなかつた子にはこういうふうに転職して転居している子が多いのではないかと思います。正規職員として採用されたのが38.1%ですが、労働白書でこの年のこの年代を調べると65%が正規職員でした。平均年収が10～15万が中央値にありました。医療保険加入いわゆる健康保険ですが、加入率64.3%。一般の未加入の人が20%くらいでしたので、高いです。年金加入も45.1%で、将来を考えると心配です。退所後すぐに困りごとがあつて相談したかったというのが66%ありました。今後とも退所児童の実態把握と対応が必要で継続的に実施していくなければならないと思いました。その中でどういう支援が必要なのかということを行政や一般の皆様にもお願いしていかなければなりません。退所後すぐに支援が必要ということで、退所後の支援担当指導員というが必要になってくるのではないかと思っています。

調査のまとめと考察

この調査の中で熊の絵を描いて「だれに褒められていると思う?」と聞くと、「虐待している親に褒められている」と答える子が多いです。実際と反対の願望投影が表現されていると考えます。虐待をされればされるほど親に褒められたいという心理が働くのです。褒められたいのに褒められず受け入れられないので問題行動に至っていることが多いのではないか。根底には愛着形成不全の問題があり、幼児期やそれ以降の集団適用スキルが身につきにくいという課題が生じてきます。のために思春期以降の社会的適応が困難になっていきます。対人関係の基本的信頼感(ベイシックトラスト)が身についているかどうかというのは重要で、基本的信頼感ができているとそれを基盤にし

ながら人を信じ、自分を信じる力がでて、次のしつけの段階がうまくいきやすい。人を信じ、自分を信じるから相手に合わせる行動とか受け入れる行動ができていくために親を信頼して行動の仕方をまねしてしつけの形成ができていく。愛着形成ができていてしつけができている子は自立がしっかりできていくという発達の流れになるのです。愛着形成ができていない子どもは、思春期になると精神的に混乱をきたしてくる。人格の基礎的なベイシックトラストができていないために不安定な情緒のなかでいろんな困難な問題が起こります。

もうひとつ和歌山大学の則定先生の協力を得て、精神健康調査をしてもらったところ中学生以上の施設に入っている4割以上の子どもが明らかに抑うつの状態でした。入所児童の知的能力や学力の低下が著しいこと及び発達障害や反応性愛着障害と思えるような際立った人格特性の子どもが多いということで施設の職員は本当に大変だと思います。施設内での職員による虐待も問題視されていますが、このような児童への専門知識や技

術を習得しておかないと起こり得る課題であるといえます。

包括的支援策の必要性ですが、意外とお互いのやっている内容の違いと役割分担が見えていない。包括的に虐待という角度からつながった形で施策が展開できるように行政のなかの点検も必要になるという気がしています。

連携と秘密の保持という二つの課題ですが、連携していくということは情報を伝え合うということになります。そのときには関係機関との信頼性や方向性を同時に共有していくないと、とくに法律の理解や関係機関の機能を理解していくことも大切である。不登校や非行は、当事者の了解を得るという手続きを踏まないで勝手に情報を共有しあうとプライバシーの侵害や個人情報の保護の観点から問題になります。しかし、児童虐待に関しては、特に大きな問題のケースは十分情報を交換し合うべきであることが法的に促がされています。協力・連携し合って児童虐待への支援体制を促進していただきたいと思います。

会員会費納入と新会員ご紹介のお願い

研究所の収入は、会員の皆さんの会費を柱に成り立っています。
さまざまな事業など、どうしても必要な経費があり、今以上に削ることは極めて厳しい状況です。
大変心苦しいのですが、経済面でも研究所を支えて下さいようお願いいたします。
また、新しく会員になっていただける方をぜひご紹介下さい。

年間会費 個人会員 一口 4,500円、団体会員 一口 15,000円
※お問い合わせは、研究所までお願いします。

